（誇大広告をしてはならない事項）

第三十条の二十　準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産の性質

ロ　暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十条の二十三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第一号の二及び第十二号並びに第三項各号に掲げる事項については、当該契約締結前交付書面が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

［一～十二　略］

十三　当該特定信託契約が電子決済手段の信託（電子決済手段を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。）に係るものである場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該特定信託契約に係る電子決済手段の名称

ロ　当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

ハ　当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者が法人であるときは、代表者の氏名

ニ　取引の最低単位その他の当該特定信託契約に係る電子決済手段の取引の条件

ホ　当該特定信託契約に係る電子決済手段の償還の方法

ヘ　その他特定信託契約の締結に関し参考となると認められる事項

十四　［略］

［2・3　略］

（禁止行為）

第三十条の二十六　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～三　略］

四　暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十条の二十　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

イ　暗号資産の性質

ロ　暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十条の二十三　［同上］

［一～十二　同上］

［号を加える。］

十三　［同上］

［2・3　同上］

（禁止行為）

第三十条の二十六　［同上］

［一～三　同上］

四　暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）